

バーゼルⅢ 第3の柱に係る開示(定性的情報)

<定性的な開示事項(連結・単体)>

1. 連結の範囲に関する事項(第12条第3項第1号)

- (1) 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因相違点はありません。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は7社です。

名称	主要な業務の内容
おきぎんビジネスサービス株式会社	銀行事務代行業務、現金精査整理業務、現金自動支払機等管理業務
おきぎん総合管理株式会社	競売不動産の取得・管理・賃貸・売却業務
株式会社おきぎん経済研究所	金融・経済の調査・研究業務、経営相談業務
株式会社おきぎんエス・ピー・オー	コンピュータ関連業務
おきぎん保証株式会社	信用保証業務
株式会社おきぎんジェーシービー	クレジットカード業務、信用保証業務
株式会社おきぎんリース	リース業務、割賦販売業務

- (3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
- 該当事項はありません。

- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
- 該当事項はありません。

- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
- 連結グループ内において、資金及び自己資本の移動に係る制限等はありません。

2. 自己資本調達手段の概要(第10条第3項第1号、第12条第3項第2号)

連結グループの自己資本は、普通株式によって調達しております。
[単位: 百万円]

	平成25年3月期		平成26年3月期	
自己資本調達手段	金額	概要	金額	概要
資本金	22,725	—	22,725	—
普通株式	22,725	完全議決権株式	22,725	完全議決権株式

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要(第12条第3項第3号、第10条第3項第2号)

当行の平成26年3月期末の自己資本比率は、11.66%となっております。国内基準の4%を上回っております。自己資本の構成は、自己資本の額から「コア資本に係る基礎項目の額から普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額及び新株予約権の額以外の項目の合計額を減算した額(以下「配賦可能リスク資本(配賦原資)」という。)で自己資本の額の95%を占めており、自己資本の水準や質は充足していると認識しております。

リスク資本の配賦の観点では、配賦可能リスク資本(配賦原資)からバップファー(※1)と未配賦資本(※2)を差し引いた額をリスク・カテゴリー毎に配賦し、各リスクが配賦されたリスク資本の範囲内に収まっているかを月次で管理し、リスク資本の使用状況について「リスク管理委員会」へ報告しております。

現在の自己資本の充実度につきましては、総リスク量は配賦されたリスク資本の範囲内に収まり、また配賦可能リスク資本(配賦原資)に占める割合も23%であることから、十分な水準にあるものと認識しております。

連結子会社7社全てにおいて債務超過の会社はなく、また、連結

自己資本比率が単体自己資本比率を上回っている状況からも現在の自己資本の充実度につきましては、十分な水準にあるものと認識しております。

(※1)バップファー 自己資本比率4%(国内基準)を維持するための配賦可能リスク資本(配賦原資)相当額

(※2)未配賦資本 なんらかの不確実性から生じる損失に対する備えとして確保すべき資本

4. 信用リスクに関する事項(第12条第3項第4号、第10条第3項第3号)

- (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

(信用リスクとは)

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営状況の悪化等により、貸出金の元本や利息の回収が困難となり、連結グループが損失を被るリスクを言います。

(信用リスク管理の基本方針)

信用リスクは連結グループにおいて最も影響が大きく、その管理が連結グループ経営の最重要課題の1つであることを認識し、各連結子会社における信用リスクの特性を理解したうえで、連結グループ全体として適切な信用リスク管理を行うこととしております。

当行では「信用リスク管理指針」並びに「信用リスク管理規則」を制定し、与信集中リスク(1債務者又は1業種等への信用供与が多くなること。)を回避し、リスクの分散を基本とする適切な与信ポートフォリオの構築を目指しています。

また、信用格付や自己査定を通じた信用供与に係るリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスクの計量化」に取り組んでいます。なお、計測した信用リスク量については「リスク管理委員会」にて評価を実施しております。

また、与信集中リスク回避に向けた態勢として専担部署を設置し、タイムリーかつ適切な経営指導によりお取引先の問題点解消を図るとともに、万一返済不能となった場合は速やかな対応をとることで当行が被る損失を極小化する態勢を構築しております。

連結子会社では「連結子会社リスク管理規則」において、連結子会社が有する信用リスクについて、当行の審査部を「主たる管理部署」と定めております。また、連結子会社のリスクの「取り纏め」を総合企画本部と位置付けており、「主たる管理部署」及び「取り纏め部署」は所定の方法で信用リスクを把握・管理し、定期的、又は必要に応じて当行の取締役会へその内容を報告する体制となっております。また、連結子会社における信用リスク管理の状況や自己査定結果の妥当性等について、当行の経営監査部による監査実施により、確認・検証を行っております。

(貸倒引当金の計上基準)

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

平成19年10月1日より信用保証協会保証付きの新規融資を対象に責任共有制度が導入されたことに伴い、当事業年度から将来発生する可能性のある負担金支払見込額を貸倒引当金の計算に加味して計上しております。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも複数の格付機関を利用することが適切との判断に基づき、次の格付機関を採用しています。

- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)

なお、外貨建資産や邦貨建であってもエクスポージャーの主体(債務者、発行体等)が海外である場合は、上記に加え、次に掲げる格付機関が付与した格付を採用しています。

- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

また、海外の中央政府向けエクスポージャーに限り、前項に掲げる格付機関が格付を付与していない場合、経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコアを用いるものとしています。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要(第12条第3項第5号、第10条第3項第4号)

(信用リスク削減手法とは)

信用リスク削減手法とは、連結グループが抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブが該当します。なお、連結グループではクレジット・デリバティブの利用実績はありません。

(リスク管理の方針および手続の概要)

信用リスク削減手法のうち、担保の評価及び管理は当行が定める「担保評価管理規則」及び「担保評価管理要領」に則って行っており、不動産担保のほか、有価証券担保、預金・指定金銭信託担保が主体となっています。自己資本比率規制上の信用リスクの削減手段として有効に認められる適格金融資産担保の評価及び管理については、当行が定める「自己資本算出規則」に則って行っており、自行預金・指定金銭信託、日本国政府又は我が国の地方公共団体が発行する債券、上場会社の株式等を適格金融資産担保として取扱うこととしています。

保証については、個人による保証のほか、我が国政府や政府関係機関の保証、我が国の地方公共団体の保証、沖縄県信用保証協会の保証、上場会社による保証が主体となっています。これらのうち、自己資本比率規制上の信用リスクの削減手段としては、個人による保証を除いています。なお、平成19年10月1日より信用保証協会保証付きの新規融資を対象に責任共有制度が導入されたことに伴い、当事業年度から保証しているとみなしうる部分を信用リスク削減手法の対象としています。

また、貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保登録のない定期性預金(総合口座を含む)を対象としています。

連結子会社では、信用リスク削減手法については、母体行に準じて各連結子会社が定めた規則に則って行うこととしております。なお、信用リスクの削減手段として有効に認められる適格金融資産担保、貸出金と自行預金の相殺等の適用を行っておりません。

(信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中)

信用リスク削減手法の適用にあたっては、特定の担保、特定の保証に過度に偏ることなく、分散を図っています。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要(第10条第3項第5号、第12条第3項第6号)

(リスク管理の方針)

当行では、市場性リスク回避を主目的として派生商品取引を利用することとしており、金利スワップ及び先物為替予約の取引を行っております。

なお、連結子会社では、派生商品取引を行わないこととしております。

(手続の概要)

派生商品取引のリスク管理については、証券国際部においてカレント・エクスポージャー方式による与信相当額の算出とその管理を行い、毎月リスク管理委員会へ報告を行うとともに、定期的に経営陣に報告する体制を構築しています。

なお、当行では一般個人・法人を相手とした派生商品取引について保金や引当の算出を行い、金融機関を相手とした取引については、信用度の高い金融機関に限定していることから、保金や引当の算出を行っておりません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項(第12条第3項第7号、第10条第3項第6号)

該当事項はありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項(第12条第3項第9号、第10条第3項第8号)

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

(管理体制)

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員(パートタイマー等を含む)の活動、もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、連結グループが損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システム・リスク、③その他リスク(風評リスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク等)の3つに分けて管理しています。

オペレーショナル・リスクの管理に当たっては、オペレーショナル・リスク管理の基本事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規則」を制定したうえ、オペレーショナル・リスク管理部署がオペレーショナル・リスク全体の一元的な把握、管理を実施するとともに、各リスク所管部がより専門的な立場からそれぞれのリスクを管理しています。

各連結子会社のオペレーショナル・リスクについては、各連結子会社の自己責任に基づく管理を第一とし、当行は、各連結子会社におけるリスクの特性を理解した上で、連結グループ全体として適切なリスク管理を行うことを基本方針としております。

(リスク管理の方針及び手続の概要)

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていく上で可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組みを整備し、リスク顕在化の未然防止及び顕在化時の影響極小化に努めています。

具体的には、自己資本比率告示に準拠したリスク管理体制を構築すべく、リスクを捕捉し、再発防止策の策定等によるリスクの制御、移転、回避を行うなどリスク管理に取り組んでいます。さらに、オペレーショナル・リスク管理の実効性を高めるため、リスク管理のPDCAサイクル(※)の確立に努めています。

各オペレーショナル・リスクの管理は、オペレーショナル・リスク情報の収集、分析を実施するほか、「オペレーショナル・リスク管理規則」、「事務リスク管理規則」、「システム・リスク管理規則」及び「風評リスク管理規則」を定めて、適切に管理しています。

各連結子会社のオペレーショナル・リスクについては、総合企画本部を取り纏め部署、リスク管理部を統括管理部署と位置付けており、オペレーショナル・リスクに関する事項について必要に応じて当行のリスク管理委員会へ報告・付議しています。

また、各連結子会社は、各社とも「事務リスク管理規則」、「システム・リスク管理規則」等を定め、リスクを適切に管理することとしているほか、「自店検査実施要領」に基づく自主点検、当行の経営監査部による監査実施により、定期的に管理状況の点検を行っております。

(※)PDCAサイクル

Plan(方針の策定)Do(内部規程・組織体制の整備)Check(評価)Action(改善態勢の整備)のサイクルが適切に運営され、確立されているかの検証を行う態勢。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、自己資本比率告示に定める「基礎的手法」を採用しています。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要(第12条第3項第10号、第10条第3項第9号)

(リスク管理の方針)

当行では「リスクを的確に把握・管理し、許容し得るリスク量の下での安定収益の確保、資産の健全性の維持向上を図る」という市場リスクの管理方針に則り、株式等のリスク管理を行っております。

各連結子会社の保有する株式等については、各連結子会社の自己責任に基づく管理を第一とし、当行は俯瞰的な立場から連結グループ全体の株式等エクスポージャーに関するリスクを統合的に管理することに努めております。

(手続きの概要)

株式等のポジション枠については、リスク管理委員会において半期ごとの見直しを行うことにより、経営体力に配慮した設定を行っています。

また、株式の価格変動リスクについては、VaR(バリュー・アット・リスク)により計測しています。

株式等の評価については、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により、行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項(第12条第3項第11号、第10条第3項第10号)

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

(リスク管理の方針)

当行の市場関連取引に係るリスクを的確に把握・評価し、適切なリスク管理を行うことにより、当行資産の健全性の維持・向上、収益性の向上に資することを基本方針としています。具体的には、ALM(Asset Liability Management)の一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのコントロールを実施しています。

各連結子会社の金利リスクについては、各連結子会社の自己責任に基づく管理を第一とし、当行は俯瞰的な立場から連結グループ全体の金利リスクを統合的に管理することに努めております。

(手続きの概要)

市場関連リスクを的確に把握・管理し、許容し得るリスク量の下での安定収益の確保、資産の健全性の維持向上を図るため、半期ごとにリスク管理委員会において、ポジション枠、損失限度枠等を決定しています。これらのルールに基づき、機動的かつ効率的に市場取引を行っています。

また、毎月開催されるリスク管理委員会において、銀行勘定における資産と負債の金利又は期間のミスマッチから生じる金利リスクや、市場関連取引についてストレスをかけた場合の損失額、統計的に一定の確率で発生が予想される最大損失額であるVaR(バリュー・アット・リスク)の状況等を報告するなど厳格なリスク管理に努めています。

各連結子会社の金利リスクについては、総合企画本部を取り纏め部署、リスク管理部を統括管理部署と位置付けており、金利リスクに係る事項について、必要に応じて随時、当行のリスク管理委員会へ報告・付議することとなっております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

現在、当行では銀行勘定における金利リスクについては、VaR、BPV(ベース・ポイント・バリュー)、ギャップ分析、現在価値分析などを用いたリスク分析によって計量化し、当行の経営体力に見合うようコントロールに努めています。

また、継続的に計量化方法の高度化・精緻化に取り組んでいます。

連結子会社を対象とした銀行勘定における金利リスクについては、連結子会社の総資産の総合計を親銀行の金利感応性のあるバンキング勘定の資産、負債、オフバランスと比較した場合、残高が5%未満であることから重要性に乏しいため、計測しておりません。

なお、今後の各連結子会社の金利リスクの算定については、重要性に応じ、当行に準じて高度化・精緻化に取り組んでいくこととしております。